

2023年9月27日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 大林 東壽
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 管理本部総務部長 時水 久
T E L 03-6361-5450

特別委員会設置に関するお知らせ

2023年9月26日付け当社プレスリリース「合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office及び株式会社KITEからの当社株式に対する公開買付けを行うことについての提案受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office及び株式会社KITE（以下「YFOら」といいます。）より、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社化に関する提案（以下「本提案」といいます。）を受領しました。

当社取締役会は、2023年5月24日付け当社プレスリリース「合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office（旧合同会社Vpg）及び株式会社KITEによる当社株式に対する公開買付けの申込みに関する意見表明（反対）のお知らせ」にてお知らせしたとおり、YFOらからの、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件とし、当社の普通株式1株当たりの買付価格を1,000円とすること等を内容とする当社株式の公開買付けを行うことについての申込みに対して、反対の意見を表明することを既に決議しており、2023年3月23日付けの5か年の中期経営計画「東洋建設グループ中期経営計画（2023-2027）」（以下「2023年3月付中期経営計画」といいます。）を遂行することとしております。今般、YFOらより、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件とし、一定の条件の下で当社の普通株式1株当たりの買付価格を1,255円とすること等を内容とする本提案がなされたことを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本提案を巡る検討において、当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的とし、下記のとおり、当社の独立社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を新たに設置することを決議いたしました。本特別委員会の委員には、当社第101回定時株主総会において選任された取締役のうち、独立役員として届け出ている取締役7名全員を選任しております。当社は、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、社外取締役の活用に努めることとしており、本特別委員会の委員の選任に当たって、各委員において、YFOら並びに当社のその他の関係会社であるインフロニア・ホールディングス株式会社からの独立性が確保されていることを確認しております。

また、当社取締役会は、併せて、本特別委員会に対し、下記の諮問事項に対する答申書を

当社取締役会に提出することの囑託、及び下記の権限を付与することを決議しております。なお、本特別委員会に対しては、諮問事項①に対する答申書は、諮問事項②に対する答申書に先行して提出すること、及び諮問事項②に対する答申書は2023年12月下旬までに提出することを要請しております。

当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重した上で、本提案についての決定を行います。本提案に対する当社取締役会の意見は、当該意見を決定次第、改めてお知らせいたします。

なお、2023年6月27日開催の当社定時株主総会において選任された取締役（13名中10名が新任）で構成される当社取締役会は、2023年3月付中期経営計画についてレビューを行ってまいりましたが、外部アドバイザーの見解や同業他社との比較を踏まえ、事業利益等の変動要素を確認した上で、当該計画は5か年にわたる事業計画及び目標として妥当な水準であることを確認する旨を本日決議しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本特別委員会の構成

松木 和道氏（独立役員である社外取締役）（委員長）
鳴澤 隆 氏（独立役員である社外取締役）
西川 泰藏氏（独立役員である社外取締役）
内山 正人氏（独立役員である社外取締役）
岡田 雅晴氏（独立役員である社外取締役）
名取 勝也氏（独立役員である社外取締役）
加藤 伸一氏（独立役員である社外取締役）

なお、上記の本特別委員会の委員の略歴等については、当社第103期有価証券報告書及び第103期有価証券報告書の訂正報告書をご参照ください。

2. 本特別委員会に対する諮問事項

- ① 本提案に係るデュー・デリジェンスへの対応を行うべきか否か及びデュー・デリジェンスにどこまで対応するべきか
- ② 当社取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否か

3. 本特別委員会に付与する権限

- ① 本特別委員会における判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限
- ② 自ら財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」という。）を選任し又は当社のアドバイザー等の選任について意見する権限
- ③ 本特別委員会が必要と判断する場合には当社と YFO らとの協議・交渉に参加し、当社のために協議・交渉をする権限
- ④ 本提案を巡る検討について、当社取締役会に対して、必要に応じて意見・提言する権限

以 上